

食品衛生関係行政処分等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号、以下「衛生法」という。）、食品表示法（平成25年法律第70号、以下「表示法」という。）、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号、以下「ふぐ条例」という。）及び魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号、以下「行商等条例」という。）に基づく、行政指導又は営業許可の取消、営業の禁止若しくは停止等必要な処分（以下、「行政処分等」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

(行政処分等の基本原則)

第2条 行政処分等は、食品衛生上の危害除去又は危害拡大の防止を図るために行うものであることを基本とする。

(行政処分等の基準)

第3条 処分の基準は、別表のとおりとし、別表中の各処分等の適用は、次のとおりとする。

(1) 廃棄処分（衛生法第54条関係）

廃棄処分は、当該違反食品等が再製、転用、返品等が不可能な場合に適用する。ただし、再製、転用、返品等が可能な場合であっても必要と認められるときにはこの限りでない。

(2) 危害除去に必要な措置命令（衛生法第54条関係及びふぐ条例第23条関係）

危害除去に必要な措置命令は、当該違反食品等が再製、転用、返品等が可能な場合に適用し、次に掲げる処分により行うものとする。

ア 当該違反食品等が販売の過程にある場合は、販売禁止命令を行うものとする。

イ 当該違反食品等が製造又は使用の過程にある場合は、使用禁止命令を行うものとする。

ウ 必要な場合は、物品の回収又は移動禁止命令を行うものとする。

(3) 営業の禁止（衛生法第55条関係）

営業の禁止（衛生法第62条第3項に規定する施設にあっては、施設の使用禁止）は、食品衛生上の危害を除去し、再発防止が図られる期間を予測することができない場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、再発防止が図られた時に禁止を解除するものとする。

(4) 営業（業務）の停止（衛生法第55条関係、ふぐ条例第23条関係及び行商等条例12条関係）

営業（業務）の停止（衛生法第62条第3項に規定する施設にあっては、施設の使用停止）は、食品衛生上の危害を除去し、再発防止が図られる期間を予測することができる場合に適用し、営業の全部又は一部について行い、期間は、再発防止措置を行うのに必要な期間とする。

(5) 許可（認証）の取消（衛生法第55条関係、ふぐ条例第23条関係及び行商等条例

1 2 条関係)

許可（認証）の取消は、営業を継続することが食品衛生上極めて危険である場合に適用するものとする。

(6) 施設の整備改善命令等（衛生法第 5 6 条関係）

ア 施設の整備改善命令は、衛生法第 5 1 条に基づく施設基準に合致させるため、整備改善を要する場合に適用するものとし、適用するに当たっては、期間を定めて行い、期間は整備改善を行うのに必要な期間とする。

イ 営業の禁止は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善に要する期間を予測できないときに適用し、営業の全部又は一部について行い、施設の整備改善が図られたときに禁止を解除するものとする。

ウ 営業の停止は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善に要する期間を予測できるときに適用し、期間は、施設の整備改善を行うのに必要な期間とする。

エ 許可の取消は、施設の整備改善を行わなければ食品衛生上の危害の発生防止ができない場合であって、施設の整備改善を図ることができないときに、適用するものとする。

(7) 表示事項を表示し遵守事項を遵守すべき旨の指示（行政指導）（表示法第 6 条第 1 項又は第 3 項関係）

指示は、食品表示基準（平成 2 7 年内閣府令第 1 0 号）に違反している食品関連事業者に対して、次に掲げるいずれかに該当する場合に行うこととする。

ア 食品表示基準違反に常習性があり又は故意によるものである場合。

イ 指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わない場合。

(8) 指示に係る措置命令（表示法第 6 条第 5 項関係）

指示に係る措置命令は、指示を受けた者が正当な理由がなく、当該指示に従わない場合に適用するものとする。

(9) 回収等命令（表示法第 6 条第 8 項関係）

回収等命令は、消費者の生命、身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認める場合に適用するものとする。（原則として、その違反した表示内容を信頼して飲食をする消費者にアレルギー、食中毒その他飲食に起因する健康被害が発生するおそれがあり、かつ、当該食品を消費者が既に購入しているか、又は購入可能な状態にある場合とする。）

ただし、直ちに命令を行うよりも行政指導を行うことが有効であると認めるときは、当該指導を行うものとする。

(10) 業務停止命令（表示法第 6 条第 8 項関係）

業務停止命令は、消費者の生命、身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認める場合であって、製造又は加工の工程管理が不十分であるため正しい表示ができないときや消費期限、保存方法等の設定に科学的根拠がなく直ちに適切な設定をすることができないとき等、食品関連事業者等が直ちに食品表示基

準に適合した表示を行うことが困難であると認めるときに適用するものとする。

なお、食品関連事業者等が自主的に問題のある食品の販売を停止しているときは、業務停止命令を行う必要はないものとする。

(11) その他行政指導

ア 始末書等

始末書は、行政処分に至らない事項についての措置として営業者等から徴取し、違反等の事実及び再発防止について記載されているものとする。

始末書徴取に当たっては、必要に応じ顛末書、改善計画書等を併せて徴取するものとする。

イ 指導票

衛生法第19条第2項、第50条第3項及び第51条並びに表示法第5条に基づく基準の違反等について、文書による改善指導が必要な場合に営業者等に交付するものとする。

ウ 改善勧告書

指導票により改善がされない場合及び衛生法第19条第2項に基づく基準の違反であって健康への影響の程度が大きい場合に交付するものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第4条 不利益処分を行おうとする場合は、その相手方に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)及び茅ヶ崎市行政手続条例(平成9年3月25日条例第2号)に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続を行うものとする。ただし、公益上、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、当該手続を省略することができる。

(公表)

第5条 表示法第6条第1項又は第3項の規定に基づく指示並びに表示法第6条第5項及び同条第8項の規定に基づく命令を行った場合は、表示法第7条の規定により、その旨を公表することとする。

(衛生法と表示法の関係)

第6条 衛生法の規定により販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。)、若しくは販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならず、又はこれらの行為を禁止されている食品については、衛生上の危害を防止する観点から同法の規定に基づく措置(行政指導を含む。)を優先するものとする。

なお、衛生法の規定に基づく措置がとられた結果、食品表示基準に違反する食品が一般に流通することがなくなった場合には、改めて食品表示法の規定に基づく措置を講ずる必要はないものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表

違反事項	違反内容又は条文内容	適用条文	行政処分等
衛生法第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等	衛生法第54条 衛生法第55条	(食中毒) 1 営業の禁止、停止又は許可の取消 報告給食施設にあつては、施設の使用禁止又は停止 2 必要な場合、当該食品等の廃棄処分及び危害除去に必要な措置命令 (食中毒以外) 1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
衛生法第9条	病肉等の販売等の禁止	衛生法第54条 衛生法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
衛生法第10条	添加物等の販売等の禁止	衛生法第54条 衛生法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
衛生法第11条第2項	食品又は添加物の規格基準に合わないものの製造販売等禁止	衛生法第54条 衛生法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
衛生法第11条第3項	一定量を超えた農薬等が残留する食品等の製造販売等禁止	衛生法第54条 衛生法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
衛生法第16条	有害器具等の販売等の禁止	衛生法第54条 衛生法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
衛生法第18条第2項	器具又は容器包装の規格基準に合わないものの製造販売等禁止	衛生法第54条 衛生法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
衛生法第19条第2項	基準に従った表示がされていない器具又は容器	衛生法第55条	1 指導票、始末書徴取等 2 改善勧告書(1の指導後) 3 営業の一部禁止(適正な表示がなされるまで、当

	包装の販売等の禁止		該品の販売禁止)、停止又は許可の取消
衛生法第20条	虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止	衛生法第54条 衛生法第55条	1 当該食品等廃棄処分、危害除去に必要な措置命令 2 必要な場合、営業の禁止、停止又は許可の取消
衛生法第25条第1項	製品検査合格証のない添加物等の販売等の禁止	衛生法第55条	1 営業の一部禁止（当該品及び使用品の販売禁止）、停止又は許可の取消
衛生法第26条第4項	検査結果の通知を受ける以前の販売等の禁止	衛生法第55条	1 営業の一部禁止（当該品の販売禁止）、停止又は許可の取消
衛生法第48条第1項	食品衛生管理者の設置義務違反	衛生法第55条	1 営業の禁止（設置されるまでの期間）又は営業の取消、停止又は許可の取消
衛生法第50条第3項	公衆衛生上講ずべき措置の基準の違反	衛生法第55条	1 指導票 2 改善勧告書（1の指導後） 3 営業の禁止、停止又は許可の取消
衛生法第51条	営業施設の基準の違反	衛生法第56条	1 指導票 2 改善勧告書（1の指導後） 3 整備改善命令、営業の禁止、停止又は許可の取消
衛生法第52条第3項	営業の許可条件に違反	衛生法第55条	1 営業の禁止、停止又は許可の取消
表示法第5条	基準に従った表示がされていない食品の販売禁止	表示法第6条第1項及び第3項	1 指導票、始末書徴取等 2 改善勧告書（1の指導後） 3 表示事項を表示し遵守事項を遵守すべき旨の指示
		表示法第6条第5項	1 指示に係る措置命令
		表示法第6条第8項	1 回収等命令 2 必要な場合、業務の全部または一部停止命令

違反事項		違反内容又は条文内容	適用条文	行政処分等
ふぐ条例	第10条	専属のふぐ包丁師の配置	第23条	1 業務の停止（専属のふぐ包丁師を配置するまでの期間）又は認証の取消
	第11条	ふぐの取扱い	第23条	1 業務の停止（専属のふぐ包丁師を配置するま

		等に係る禁止事項		での期間)又は認証の取消 2 必要な措置命令
	第12条	ふぐを食品として販売等する場合の処理等	第23条	1 業務の停止(専属のふぐ包丁師を配置するまでの期間)又は認証の取消 2 必要な措置命令
	第13条	認証書又は免許証の他人への貸与	第23条	1 必要な措置命令 2 業務の停止(改善されるまでの間)
	第17条	ふぐ加工製品の取扱い等に係る禁止事項	第23条	1 必要な措置命令 2 業務の停止(改善されるまでの間)
	第18条	遵守事項	第23条	1 必要な措置命令 2 業務の停止(改善されるまでの間)
	第23条第1項	欠格事由及び虚偽不正行為	第23条	1 業務の停止又は認証の取消
行商等条例第11条		許可の条件又は遵守事項に違反した場合の必要な指示	第12条	1 営業の停止(指示が守られる時までの期間)又は許可の取消